

「両立ライフへ職場改革」に関する意見・情報交換会について

1. 会議概要

平成13年7月に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針について」のうち「両立ライフへ職場改革」について、男女共同参画推進会議（えがりてネットワーク）企画委員会の主催により、職場改革を推進できる立場にある企業社長等を迎え、意見・情報交換を行った。

主 催 えがりてネットワーク企画委員会

開催日時 10月22日（月）15：00～17：00

会 場 総理大臣官邸大食堂

内 容

- (1) 「仕事と子育ての両立支援策」に関する基調報告
（特に「両立ライフへ職場改革」について）

報告者：島田晴雄（慶応義塾大学教授、内閣府特命顧問
仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会会長代理）

- (2) 「両立ライフへ職場改革」に対する各企業の意見等

- (3) 意見・情報交換

出席者

< 企 業 >

| | | |
|--------|---------------|----------|
| 安樂 兼光 | 日産自動車株式会社 | 副会長 |
| 加藤 丈夫 | 富士電機株式会社 | 取締役会長 |
| 木下 光男 | トヨタ自動車株式会社 | 常務取締役 |
| 後藤 茂 | 株式会社 ファミリーマート | 相談役 |
| 櫻井 孝穎 | 第一生命保険相互会社 | 代表取締役会長 |
| 篠木 利史子 | 東京ケータリング株式会社 | 代表取締役会長 |
| 高橋 秀明 | 富士ゼロックス株式会社 | 代表取締役副社長 |
| 夏目 誠 | 東日本旅客鉄道株式会社 | 常務取締役 |

< えがりてネットワーク企画委員 >

| | | |
|--------|----------------------|-----------|
| 袖井 孝子 | お茶の水女子大学教授 | （企画委員長） |
| 佐藤 洋子 | 東京都ウィメンズプラザ所長 | （企画委員長代理） |
| 小泉 清子 | 株式会社 鈴乃屋代表取締役会長 | |
| 椎名 武雄 | 日本アイ・ビー・エム株式会社 | 最高顧問 |
| 篠塚 英子 | 社団法人 日本経済研究センター | 客員研究委員 |
| 浜田 広 | 株式会社 リコー | 代表取締役会長 |
| 松本 侑壬子 | 十文字学園女子大学教授 | |
| 三隅 佳子 | 北九州市立女性センター “ムーブ” 所長 | |
| 村上 政敏 | 株式会社 時事通信社 | 代表取締役社長 |
| 目黒 依子 | 上智大学文学部教授 | |

< えがりてネットワーク関係団体 >

| | | |
|-------|-----------------|----------------|
| 伊藤 一秀 | （社）経済団体連合会 | 社会本部企業・社会グループ長 |
| 尾崎 公子 | 日本商工会議所・全国商工会議所 | 女性会連合会副会長 |
| 増田 滋 | 日本労働組合総連合会 | 中央執行委員 |

「両立ライフへ職場改革」に関する意見・情報交換会における 企業8社トップの方々からの主な御発言

内閣府男女共同参画局
平成13年10月22日開催

企業にみられる課題

- ・女性の育児休業取得は進んでいるものの、男性の産休・育休取得実績が少ない。
- ・勤務形態のメニューが限られており、キャリア形成の選択に十分応えきれていない。
- ・育児休業をとりやすい職場の雰囲気づくり、意識改革が十分ではない。
- ・女性の管理職は増えつつあるものの、まだ、その割合は低い。

企業の取組事例

- ・女性の能力発揮に向けた職場環境整備に向けて、社内公募による検討チームを設置。
- ・男女の事実上の給与格差を解消。
- ・満4歳に達するまで育児休業を認め、その間の社会保険料は全て会社負担。
- ・職住が近接している地方では、自由な時間帯を自分で設定。
- ・産休・育児休業中に宅配便やインターネットを利用し職場と交流。
- ・短時間勤務やフレックスタイムの導入。年間総労働時間の短縮。
- ・1ヶ月5日以内の養育休暇（無給）を付与する制度を設置。
- ・ブロードバンドを活用し、在宅勤務が可能となるシステムを検討。

行政に対する意見・要望

- ・PTAの会合、学校行事等家庭の事情を考慮した地域社会の運営。
- ・企業表彰のみならず、優遇税制等企業にとってインセンティブとして働く支援策の検討。
- ・管理者の男女比率について達成すべきガイドラインの提示。
- ・女性の活用について企業の優良取組事例の公表。
- ・労働時間に合わせた社会保険のあり方や労働者本人に対して在宅勤務にかかる費用に対する優遇税制等の検討。
- ・短時間正社員制度の導入には十分な検討が必要。まずは休業期間の延長や時間短縮をした方がよい。
- ・男女共同参画に最も効果があるのは職住近接のまちづくり。男女共同参画のための都市再生論としてのモデルが必要。
- ・利用者のニーズにあった多様な保育サービスの提供。
- ・公共施設の保育時間の延長。

男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）

- 1．根拠：「男女共同参画推進連携会議の開催について」
（平成8年8月6日・内閣官房長官決定）
- 2．任務：男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換その他の必要な連携を図り、もって男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進
- 3．構成：内閣官房長官から依頼する有識者16人及び団体を代表する個人66人
- 4．活動：男女共同参画社会の形成にかかわる重要施策、国際会議等に関する意見・情報交換の場の提供、広報パンフレットの作成・配布など、国民各界各層を対象とした取組を展開
- 5．企画委員会：
会議の運営に関する企画を行うとともに、広範な国民各界各層との情報及び意見の交換を図るための会を主催するため、全体会議の下に有識者16人による企画委員会を設置。
- 6．庶務：内閣府男女共同参画局総務課